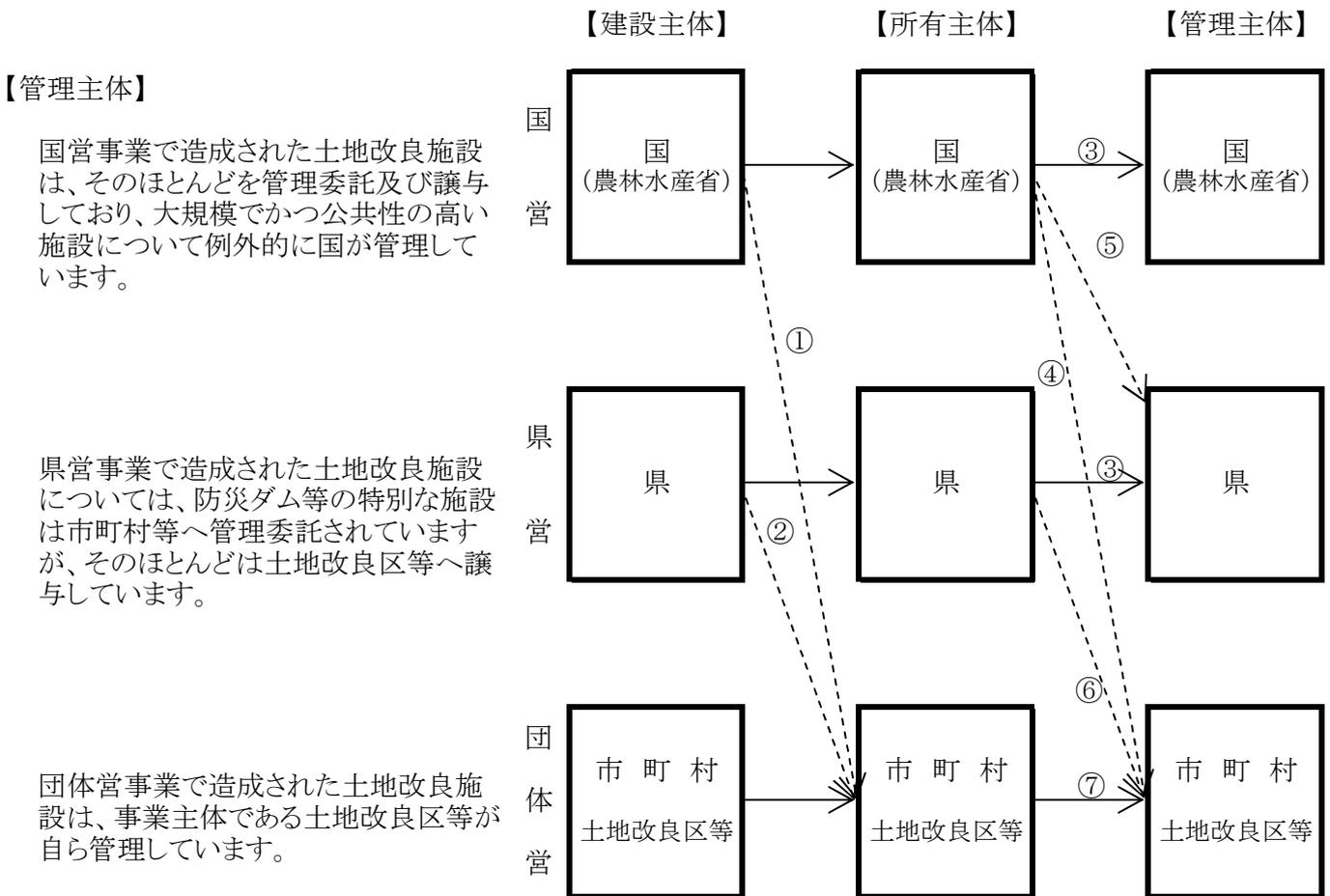


土地改良施設の管理

ダム、頭首工、揚水機場、用排水路等の土地改良施設は、農業生産を維持し拡大することを目的に造成されたものであり、この設置目的に則して農業用水を供給することや農地の湛水防止等のために排水を排出することを可能にするために、これら施設を良好な状態に維持・保存する必要があります。

【土地改良施設の維持管理体系図】



- (注) ① 法第94条の3による譲与(条件付譲与)
 ② 条例による譲与(地方自治法)
 ③ 法第85条による直轄管理
 ④⑤ 法第94条の6による管理委託
 ⑥ 法第94条の10又は条例による管理委託
 ⑦ 法第57条による管理(造成主体の管理義務)